

# 社会福祉法人 青鳥会役員等報酬等支給基準

社会福祉法人青鳥会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員並びに法人の設置する委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する役員等報酬等支給基準を以下の通り定めることとする。

## 1 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

法人では、下記の各号に該当する場合に支給し、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

- (1) 理事会、評議員会に出席した場合
- (2) 法人の設置する委員会に出席した場合並びに施設整備等に係る入札会に入札立会人として出席した場合
- (3) 所轄庁主催の研修等に参加した場合
- (4) その他、法人が必要と認める会議・研修等に参加した場合
- (5) 法人事務局・施設・事業所（以下「事務局等」という。）の運営に係る業務のための事務局等への出勤
- (6) 理事長及び常務理事等としての業務

## 2 報酬等の額の算定方法

### (1) 非常勤理事・監事・評議員について

①理事会等会議、委員会、研修に出席した場合に、10,000円と交通費を支給する。

支給の根拠は、理事会等会議及び委員会等が2時間程度開催されることから、その日当として2時間分10,000円（1時間当たり、5,000円）と交通費1,000円（鹿児島市外の場合は、3,000円）とする。

②非常勤理事及び監事並びに評議員（以下「非常勤理事等」という。）が法人・施設業務のため出勤した場合に、1時間当たり5,000円と交通費を支給する。

支給の根拠は、1時間当たりの日当を上記①と同額とし、勤務時間が一律でないことから、勤務時間に応じてその日当として支給することとする。交通費の額は、上記①と同額とする。

③監事監査を行った場合並びに所轄庁の指導監査に立ち会った場合に、30,000円と交通費を支給する。

支給の根拠は、監事監査や所轄庁の指導監査が6時間程度行われることから、その日当として6時間分30,000円（1時間当たり5,000円）支給することとする。交通費の額は、上記①と同額とする。

### (2) 理事長及び常勤理事について

①理事長の報酬については、月額、12万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等週1回以上の勤務と理事会等出席の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

②常務理事兼事務局長の報酬については、月額10万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月40時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

③理事兼事務局長の報酬については、月額3万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月12時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

④業務執行理事の報酬については、月額1万円とする。

支給の根拠は、定款に定める業務はもとより、業務の進行管理及び職員への指導・指示等毎月4時間以上の勤務の日当とする。ただし、交通費については、実費を支給する。

### 3 支給の方法

理事会等会議及び委員会等に、当日出席した役員等にその都度支給する。又、理事長及び常勤理事の報酬と法人・施設業務のための出勤の日当については、月末(22日)に支給することとする。

### 4 支給の形態

現金を支給する。ただし、役員等から申し出があった場合は、口座振替により支払うこととする。

(附則) 平成29年6月22日から適用する。

平成30年4月1日から適用する。

令和元年6月13日から適用する。

令和2年6月18日から適用する。